

平成20年度 公共工事の入札契約制度の改正について

1. 最低制限価格及び低入札調査基準価格の公表について

最低制限価格及び低入札調査基準価格を事後公表します。

公表の方法 **入札状況調書**に最低制限価格（低入札調査基準価格）を掲載します。
入札状況調書は総務課窓口で閲覧できます。

公表の時期 入札執行による落札者の決定後、入札状況調書を作成し公表します。
落札者決定の翌日から閲覧することができます。
落札者が決定するまでは閲覧できません。

適用時期 平成20年9月1日以降の入札案件より適用します。